

地域防災活動における久が原ルール「発災後24・72時間」

	自助	近助	共助		公助
	まちなか			防災活動拠点	地区全域
関係団体など	<ul style="list-style-type: none"> ●各自 ●各家庭 ●事業所・企業 	<ul style="list-style-type: none"> ●自宅の前後左右（集合住宅は自宅の上下も） ●事業所・企業の前後左右 ●自治会の班エリア 	<ul style="list-style-type: none"> ●自治会（連合会を含む） ●商店街 ●民生委員児童委員協議会 ●青少対 ●ボランティア 	<ul style="list-style-type: none"> ●自治会 ●PTA ●民生委員児童委員協議会 ●ボランティア 	<ul style="list-style-type: none"> ●特別出張所 ●学校 ●さわやかサポート ●児童館・保育園 ●久が原福祉園 ●警察 ●消防署・消防団
平常時	災害時に生き抜く備え 1 家屋等を耐震補強する 2 家具等の転倒防止を行う 3 窓ガラスの飛散防止を行う 4 備蓄、非常持出し袋、日常携帯品を準備する 5 ヘルプカードを携行する 6 防災訓練に必ず参加する	顔の見える関係づくり 1 普段からあいさつを交わす 2 回覧板を手渡しする 3 自治会の班長を把握する 4 ご近所の防災資源を把握する 5 自宅周辺の弱みと強みを把握する（ご近所点検） 6 防災訓練に誘い合う	地域防災力を高める 1 各団体が自ら活動できる準備を行う（防災体制の再点検、人材や資器材の確保、実戦的訓練） 2 各団体が総力戦で災害に立ち向かえる態勢をつくる（地域防災協議会の充実） 3 各団体が相互連携する実践的な防災訓練（まちなか訓練等）を実施する 4 各団体は構成員に対し、地域防災対策を普及啓発する	真に必要な防災拠点づくり 1 発災当初から防災拠点の活動に協力できる地域の人材を確保する 2 拠点会議、開設・運営訓、マニュアル見直し等の活動へ積極的に参加する	公助の限界と責任を地域で共有 1 地区内の行政機関相互の連携を強化する 2 各行政機関の防災計画等を地域の中で共有する 3 各行政機関の責任と役割を明確にし、地域防災活動との具体的な連携・協力方法を取りまとめる 4 訓練等、地域防災活動に各行政機関が積極的に参加・協力する
	自分と家族の命を守る 1 命を守る3動作を行う 2 家族の安否を確認する 3 安全を表すタオルを掲出する 4 災害情報を収集する 5 火の元確認と初期消火を行う 6 窓や戸を開け出口を確保する	ご近所防災の実践 1 近所の安否を確認する 2 救出救助活動を行う 3 初期消火活動を行う 4 災害情報を自治会本部へ伝える 5 相互に協力して避難する 6 相互に協力して防犯活動を行う	地域の総力で地域を守る 1 各団体が単独で機能する（本部運営、情報の収集と伝達、安否確認、初期消火、救出救助、避難、防犯活動など） 2 同一エリア内及び隣接団体が相互に協力してまちなか防災に取り組む 3 各団体が防災活動拠点と連携してまちなか防災に取り組む	拠点を最大限に機能させる 1 避難者が発生した場合、避難者の受け入れや避難所運営を支援する 2 拠点本部に災害情報を届け、拠点から必要な情報を持ち帰る 3 各団体代表者が調整場で地域内の応急対策に係る調整・決定に参加する 4 調整場での合意形成に各団体が積極的に協力する	発災当初から責任を果たす 1 計画等に基づき各行政機関が応急活動を実施する 2 特別出張所と区立学校は、発災当初から各情報拠点機能を担う 3 防災関係機関（警察署と消防署、消防団）は活動にあたり、特別出張所及び各防災拠点と連携する 4 児童館・保育園は拠点に情報提供を行う 5 調整場での合意形成に各団体が積極的に協力する
5 2 4 時間	24時間の活動は必要に応じて継続的に実施する				
5 7 2 時間	1 継続した救出救助活動を行う 2 回覧板の班単位等でパトロールし、防犯活動を行う	1 要援護者名簿を用いた安否確認・在宅避難者支援を行う 2	1 自治会本部と在宅避難者について情報連携し、必要な支援を行う		
地域団体の代表は発災72時間後に久が原特別出張所へ集合し、災害対策のため情報共有及び相互支援を行う。					